

●香川県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年4月20日から同年5月18日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字東下所 523番2地先から 高松市川島東町字東下所 531番3地先まで	12.8~13.0	65	平成27年香川県告示第337号で 変更した区域の一部
高松市川島東町字東下所 532番3地先から 高松市川島東町字東下所 532番4地先まで	13.0~13.0	18	

- 4 供用開始の期日 令和3年4月20日